

第5回大館市子ども・子育て会議

日時 平成26年10月16日(木) 18:00～

場所 総合福祉センター3階第2研修室

次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 大館市子ども・子育て支援事業計画について

- ・ 1号、2号、3号認定の保育料（利用者負担額） [資料1、2]
- ・ 量の見込みとその確保方策 [資料3]
- ・ 事業計画骨子（案） [資料4]

(2) スケジュールについて

- ・ 全体スケジュール [資料5]

(3) その他

- ・ 次世代育成支援行動計画との関係 [資料6]

4. 閉 会

教育標準時間(幼稚園)利用者負担額【1号】

資料1

	新制度(平成27年度以降)					現行(平成26年度)									
階層	定 義		利用者負担額			定 義	推定年収	幼稚園保育料							
			国提示額 (限度額)	大館市	割合			全国平均	大館市 (私立幼稚園)	割合					
①	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯含む) 及び中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に よる支援給付受給世帯		0	0	—	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯含む) 及び中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に よる支援給付受給世帯	—	0	0	—					
②	市町村民税 非課税世帯		9,100	4,500	49.45%	市町村民税 非課税世帯 ※所得割非課税 世帯含む	～270万円	9,100	0 ～ 4,483	0% 49.26%					
	うち母子 世帯等	0	0	—											
③	市町村民税 所得割非課税世帯		9,100	6,900	75.82%										
	うち母子 世帯等	0	0	—											
④	市町村民税 所得割課税額	77,100円以下	16,100	12,100	75.16%	市町村民税 所得割課税額	77,100円以下	～360万円	16,100	5,900 ～ 11,483	36.65% 71.32%				
		うち母子 世帯等	15,100	11,100	73.51%										
77,101円以上		20,500	15,400	75.12%	77,101円以上		～680万円	20,500	10,317 ～ 15,900	50.33% 77.56%					
211,200円以下					211,200円以下										
⑤		211,201円以上	25,700	19,300	75.10%		211,201円以上	680万円～	25,700	15,500 ～ 21,083	60.31% 82.04%				
⑥															

※8月までは前年度、9月以降は当該年度の市町村民税による区分(予定)

※幼稚園年少から小学校3年までの範囲で、上から2人目は半額、3人目以降0円とする。(現行制度を継続)

※現在(H26)の保育料が、利用者負担額よりも低い保育料を設定している場合は、一定の要件の下で経過措置を講ずる。(予定)

※給付単価を限度する。

※前年度市町村民税による区分

※幼稚園年少から小学校3年までの範囲で、上から2人目は半額、3人目以降0円とする。

※推定年収は、夫婦(片働き)と子ども2人世帯のおおまかな目安。

※全国平均の保育料は、実際の保育料等(入園料等その幼稚園に入園した全児童が納付すべきものを含む)から幼稚園就園奨励費補助を差し引いた金額。

保育の必要性の認定について

1. 「事由」

【新制度における「保育の必要性」の事由】

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤災害復旧

⑥求職活動

- ・起業準備を含む

⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

【参考：現行の「保育に欠ける」要件】

児童福祉法施行令（昭和 23 年政令 74 号）第二十七条法 24 条第 1 項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。（就労）
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。（妊娠、出産）
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。（保護者の疾病、障害）
- 四 同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。（災害復旧）
- 六 前各号に類する状態にあること。（その他）

2. 「区分」

国では、保育短時間認定における就労時間の下限を「1 か月 48 時間～64 時間の中で、各市町村が地域の就労実態等を考慮して設定する。」としているが、当市では全国的に標準の「48 時間」とする。

①保育標準時間（11 時間までの利用） 月 120 時間以上

②保育短時間（8 時間までの利用） 月 48 時間以上 120 時間未満

3. 「優先利用」

事由の「②妊娠、出産」、「⑤災害復旧」、「⑧虐待やDVのおそれ」及び「ひとり親家庭」とする。

また、②、⑤及び⑧に該当する場合は、区分は保育標準時間とする。

※上記「また、」以降については、国の資料では「保育時間の区分を設けず、利用者負担も一律とする」とあり、当市では標準時間の扱いとする。

教育、保育の量の見込み及び確保方策

(単位:人)

年度			平成27年度【合計 3,024人】				平成28年度【合計 2,927人】				平成29年度【合計 2,833人】				平成30年度【合計 2,742人】				平成31年度【合計 2,653人】			
児童数			0歳児	1・2歳児	3～5歳児		0歳児	1・2歳児	3～5歳児		0歳児	1・2歳児	3～5歳児		0歳児	1・2歳児	3～5歳児		0歳児	1・2歳児	3～5歳児	
			608	904	1,512		589	875	1,463		570	847	1,416		552	820	1,370		534	793	1,326	
認定区分			3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号
①	入園児童数	量の見込み	171	562	264	1,248	166	544	256	1207	161	526	248	1168	156	509	239	1131	151	493	232	1094
②		量の見込みの調整 ※1	24				23				22				21				20			
③	給付対象	幼保連携型認定こども園	50	188	435	252	62	232	506	335	62	232	506	335	62	232	506	335	62	232	506	335
④		幼稚園			127								0			0					0	
⑤		保育所	78	334		701	72	314		654	72	314		654	72	314		654	72	314		654
⑥		地域型保育事業																				
⑦		計(③+④+⑤+⑥)	128	522	562	953	134	546	506	989	134	546	506	989	134	546	506	989	134	546	506	989
⑧		給付対象施設だけによる不足数(⑦)-(①+②)	▲ 67	▲ 40	298	▲ 295	▲ 55	2	250	▲ 218	▲ 49	20	258	▲ 179	▲ 43	37	267	▲ 142	▲ 37	53	274	▲ 105
⑨	給付対象外	新制度に移行しない幼稚園			70				70				70			70					70	
⑩		へき地保育所			401				401				401			401					401	
⑪		児童館・児童センター ※2			79				79				79			79					79	
⑫		その他認可外保育施設 ※2	37	91			37	91			37	91			37	91			37	91		
⑬		計(⑨:⑫)	37	91	70	480	37	91	70	480	37	91	70	480	37	91	70	480	37	91	70	480
⑭		市全体の施設による不足数(⑦+⑬)-(①+②)	▲ 30	51	368	185	▲ 18	93	320	262	▲ 12	111	328	301	▲ 6	128	337	338	0	144	344	375

年度			平成32年度【合計 2,568人】				平成33年度【合計 2,506人】				平成34年度【合計 2,445人】				平成35年度【合計 2,386人】				平成36年度【合計 2,328人】			
児童数			0歳児	1・2歳児	3～5歳児		0歳児	1・2歳児	3～5歳児		0歳児	1・2歳児	3～5歳児		0歳児	1・2歳児	3～5歳児		0歳児	1・2歳児	3～5歳児	
			517	768	1,283		505	749	1,252		493	730	1,222		481	713	1,192		469	696	1,163	
認定区分			3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号
①	入園児童数	量の見込み	146	478	225	1,060	143	467	220	1036	140	456	215	1012	137	446	210	989	134	436	205	966
②		量の見込みの調整 ※1	19				19				18				18				17			
③	給付対象	幼保連携型認定こども園	62	232	506	335	62	232	506	335	62	232	506	335	62	232	506	335	62	232	506	335
④		幼稚園											0			0					0	
⑤		保育所	72	314		654	72	314		654	72	314		654	72	314		654	72	314		654
⑥		地域型保育事業																				
⑦		計(③+④+⑤+⑥)	134	546	506	989	134	546	506	989	134	546	506	989	134	546	506	989	134	546	506	989
⑧		給付対象施設だけによる不足数(⑦)-(①+②)	▲ 31	68	281	▲ 71	▲ 28	79	286	▲ 47	▲ 24	90	291	▲ 23	▲ 21	100	296	0	▲ 17	110	301	23
⑨	給付対象外	新制度に移行しない幼稚園			70				70				70			70					70	
⑩		へき地保育所			401				401				401			401					401	
⑪		児童館・児童センター ※2			79				79				79			79					79	
⑫		その他認可外保育施設 ※2	37	91			37	91			37	91			37	91			37	91		
⑬		計(⑨:⑫)	37	91	70	480	37	91	70	480	37	91	70	480	37	91	70	480	37	91	70	480
⑭		市全体の施設による不足数(⑦+⑬)-(①+②)	6	159	351	409	9	170	356	433	13	181	361	457	16	191	366	480	20	201	371	503

※1 3号0歳児の、基準日10/1から年度末までの間に見込まれる増員数

※2 定員を設けていないため、平成26年度の最新の入園者数を用いる

大館市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置付け
→趣旨・法的位置づけ <基本指針P 2 参照>
- 3 計画の期間
→平成27年度から平成31年度までの5年間
- 4 計画の対象
- 5 計画策定の方法
→検討過程 <基本指針P 13 第三の一の1～5 参照>
他の計画との関係 <基本指針P 16 第三の一の6 参照>
策定体制

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 人口と世帯の動向
- 2 教育・保育施設の状況
- 3 地域子ども・子育て支援事業の状況
- 4 大館市子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果の概要

第3章 計画の基本方針

- 1 計画の基本理念
→子どもの育ち及び子育てをめぐる環境 <基本指針P 3 第一の一参照>
子どもの育ちに関する理念 <基本指針P 4 第一の二参照>
子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義 <基本指針P 6 第一の三参照>
- 2 家庭、地域、事業者、行政の役割
→子ども・子育て支援に関する各自の責務、役割 <基本指針P 8 第一の四参照>
- 3 基本的視点と主要施策の方向
→子ども・子育て支援施策の実施方針等 <基本指針P 9 第二参照>

第4章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定
 - ① 教育・保育提供区域はく、地域的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、表1のとおりとする。※設定の趣旨を記載

【表 1：教育・保育提供区域】

区域	対象地域	地域の状況等
△△区域	△△町、△○町、△□町、・・・	
◇◇区域	◇◇町、◇○町、◇□町、・・・	
☆☆区域	☆☆町、☆○町、☆□町、・・・	

※地域の実情に応じ、市町村単位で一つの区域とすることも可能。

- ①’ 認定区分のうち、□号認定子どもについては、教育・保育提供区域は、大館市全域とする。＜必要に応じて＞
- ①” 地域子ども・子育て支援事業のうち、××事業については、教育・保育の提供区域は、大館市全域とする。＜必要に応じて＞

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策

各年度における教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期は、大館市に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望調査等により推計した潜在的利用希望等を踏まえ、表 2 のとおりとする。

また、計画期間内における「保育利用率」の目標値は、**．*％とする。

【表 2：教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】

大館市全域		1 年目（5 年目まで作成）			
		1 号	2 号	3 号(1・2)	3 号(0)
必要利用定員総数		＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊
		※ 1	※ 1 , 4	※ 1	※ 1
確保の 内容	教育・保育施設	＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊
		※ 1 , 2 , 4	※ 1	※ 1	※ 1
	地域型保育事業			＊ ＊	＊ ＊
				※ 1	※ 1
	認定外施設※ 3		＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊
不足数		0	2 0	2 0	1 0

※ 1 他市町村の子どもの利用が予め見込まれる場合は、必要利用定員欄に記載。

他市町村の施設により確保する場合は、確保の内容欄に記載。

※ 2 確認を受けない幼稚園の利用が見込まれる場合は、欄を設け記載。

※ 3 当分の間、市町村が運営支援等を行っている認可外保育施設を確保の内容として記載することができる。

※ 4 2 号のうち幼稚園の利用希望が強いと想定されるものについて記載し、その相当数を 1 号の確保方策として記載することができる。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事

業の提供体制の確保の内容及びその実施時期は、大館市に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業の利用状況並びに利用希望調査等により推計した潜在的利用希望等を踏まえ、それぞれ表3のとおりとする。

【表3：地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期】

●●●事業

	27	28	29	30	31
量の見込み					
確保の方策					

【別紙】

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康検査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑫実費徴取に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

4 教育・保育の一体的提供及びその推進

（1）認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園については、幼稚園及び保育所の機能並びに地域の子育て支援機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、保護者の利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるようその普及及び質の向上に取り組むこととし、県の施策と連携して各種の支援を行う。

※既存施設から認定こども園への移行に必要な支援を記載

幼稚園教諭、保育士の合同研修の支援等の必要な支援を記載

（2）質の高い教育・保育等の基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに鑑み、子どもの居場所がどこにあっても質の高い教育・保育が保障されるよう、県の施策と連携して各種の施策に取り組む。

※市町村としての就学前教育・保育の充実に対する考え方や推進方策、保育者の資質向上に資する市町村の支援等を記載

(3) 連携の推進方策

相互の連携及び幼保小連携を推進するため、県の施策と連携して各種の取組を行う。

※教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進、幼保小連携の推進等について記載

5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

①関係機関との連携及び相談体制の強化

②発生予防、早期発見、早期対応等

③社会的養護施策との連携

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

(3) 障害児施策の充実等

2 雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

3 計画の点検・評価

資料編

I 大館市の子どもと家庭を取り巻く現況

1. 人口・世帯の動向
2. 産業・就労の状況
3. 子育てに関する施策の現状
4. ニーズ調査にみる保育サービスの状況

II 参考資料

法、条例、委員名簿、ニーズ調査集計結果など

3. 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業【新規】

利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。

※基本型、特定型を創設

②地域子育て支援拠点事業

利用希望把握調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。

③妊婦健康診査

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第二項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第十五条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。

④乳児家庭全戸訪問事業

出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。

⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

（その他要保護児童等の支援に資する事業）

児童福祉法第六条の三第五項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第八項に規定する要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。

なお、当市では現在、養育支援訪問事業は未実施。

⑥子育て短期支援事業

利用希望把握調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。

なお、当市では現在、ショートステイ事業は未実施。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

利用希望把握調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。

⑧一時預かり事業

利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。

※一般型（基幹型加算）、余裕活用型、幼稚園型、訪問型に再編

⑨延長保育事業

利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。

なお、当市では現在、延長保育料を無料としているが、有料化について、平成 28 年度以降の実施を検討する。

⑩病児保育事業

以下のいずれかの方法で設定する。

- 一 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。
- 二 利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。

なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね十歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意する。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

（事業概要）保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

※現在国で検討中

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

（事業概要）特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

※現在国で検討中

子ども・子育て支援事業全体スケジュール

資料5

H26.10.16

No.	区分	26年度							27年度						
		9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	国の主な動き (想定)	4月～ 消費税8%引き上げ 保育緊急確保事業実施 ※利用者支援事業追加実施							4月本格施行(予定) 10月 消費税10%に引き上げ(予定)						
2	事業計画	部会開催及び 事業計画策定 パブリックコメント ★ 子ども・子育て会議 (事業計画確定) ★ 子ども・子育て会議 (前年度報告・検証) ★ 子ども・子育て会議 (翌年度計画・検討)													
3	条例等の制定	9月議会 ・地域型保育事業認可基準 ・運営基準(確認制度)							3月議会(予定) ・放課後児童健全育成事業基準 ・公立保育園の保育料金						
4	保育料 (利用者負担額)	★ 子ども・子育て会議 (料金の方針決定)							★ 子ども・子育て会議 (料金の確定)						
5	保護者への 新制度の周知	★ 広報11月号 説明会案内、へき地・児童館の募集 ★ 保護者説明会 11/9(日)10:00～ 中央公民館 ★ 広報12月号 保育園、幼稚園、認定こども園の募集							・ホームページ「おおだて子育てねっと」で情報提供 ・11月以降随時、利用者支援専門員による保護者への個別説明						
6	保護者手続き	11/1～ 認定申請受付開始 ・在園 園経由で子ども課へ(11月中を予定) ・新規 子ども課窓口(随時受付) 随時受付 11月下旬～ 認定証交付 ※新規入園者を優先 随時交付 12/1～26 新規入園申込 (第1回利用者調整) 1/5～ 新規入園申込(随時) (第2回以降利用者調整)							すこやか等必要書類提出 ※継続及び新規内定者						
7	システム関係	新システム構築(認定関係) ★ 認定証交付(第1回) ※2回目以降は随時							新システム構築(料金関係) ★ 新規入園 内定通知 ★ 保育料決定通知						

※ 消費税引き上げ時期等、国の動向により変更する場合あり。

現在の次世代育成支援行動計画と大館市子ども・子育て支援事業計画との関係について

1 計画策定の経緯と位置づけ

(1) 次世代育成支援対策推進法の制定

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援対策の迅速かつ重点的な推進を目的として、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間の集中的・計画的な取組を推進する時限立法として制定されました。また、同法第 8 条において、市町村は、次世代育成支援のための行動計画の策定が義務づけられており、本市では「大館市子どもすこやかにぎわいプラン」として策定しています。

(2) 計画策定の任意化および次世代育成対策推進法の延長

平成 24 年の子ども・子育て支援法の成立により、市町村に対して子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことに伴い、努力義務となっていた市町村の次世代育成支援行動計画策定は任意化されました。また、平成 26 年 4 月の次世代育成支援対策推進法の一部改正により、同法の有効期限が平成 37 年 3 月まで延長されることとなりました。

(3) 次期行動計画の位置づけ及び見直し時期

次世代育成支援行動計画は、①計画策定の任意化、②「改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針（案）」において、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することが可能とされていること等を踏まえ、子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援事業計画と一体の計画として策定することとします。また、計画期間は、平成 27 年度から 31 年度を前期、32 年度から 36 年度を後期とします。

このほか、国では、中間の 3 年目（平成 29 年度）を目途に、事業計画の見直しを図るよう指導していますが、当市では、事業の実績報告及び翌年度の事業計画について、年 2 回のペースで子ども・子育て会議を開催し、事業量を毎年修正していく予定です。

2 策定・推進体制

次期行動計画の策定・推進に係る庁外組織は、①次期計画を子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定すること、②子ども・子育て会議が現行の組織である次世代育成支援対策協議会の役割を実質的に担っていること等の状況を踏まえ、子ども・子育て会議を当該組織として位置づけることとします。